

証券投資信託約款変更のお知らせ

2021年4月12日

各位

野村アセットマネジメント株式会社

当社は、「野村ファンドラップ外国債券 A コース」および「野村ファンドラップ外国債券 B コース」（以下「各ファンド」といいます。）につき、法令の定めに従い、投資信託約款（以下「約款」といいます。）の重大な変更を提案し、異議申立の手続きを行ないました。

異議申立の手続きの結果、各ファンドそれぞれにおいて、異議申立をされた受益者の受益権の合計口数が、2020年10月14日現在の受益権の総口数の2分の1を超えませんでしたので、予定通り、約款の変更の届出を行ない、2021年4月9日付けで約款を変更いたしました。

これを受けて、2021年4月9日以降、変更後の約款にしたがって信託財産の運用を行なっております。

以上